

<【ドコモ・ファイナンスのフラット35】諸費用金額等明細表>

◎ 本書面は不動産会社・建築会社さまがご記入のうえ、フラット35申込関係書類と同時に提出ください。

◎ 融資のご契約までに、所定の確認書類をご提出いただけます。ご提出いただけない場合や金額が異なる場合は、フラット35のご融資ができない場合がございますので予めご了承ください。

お申込人名	様		
お取扱会社名			
ご担当者名			ご担当者印
TEL			印

▼ドコモ・ファイナンス記入欄

諸費用項目	建設	購入	確認書類	諸費用金額(税込)	確定金額	
(1) 外構工事の費用	●	●	請負契約書、 売買契約書 又は 注文書・注文請書※1 (請求書又は領収書での確認は不可とする。測量、境界確定のための費用については、土地家屋調査士が発行した見積書でも可。)	円	円	
(2) 設計費用、工事監理費用	●			円	円	
(3) 敷地の測量、整地、境界確定、造成、地盤(地質)調査、擁壁の築造、地盤改良のための費用	●			円	円	
(4) 敷地内の既存家屋等の取壊し、除却の費用	●			円	円	
(5) 住宅への据付け工事を伴う家具を購入する費用※2	●			円	円	
(6) 屋根、外壁、住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電設備の設置費用 ※住宅購入の場合は新築住宅のみ	●	●		円	円	
(7) 内装変更、設備設置のための工事費用※新築住宅購入時のみ		●		円	円	
(8) 住宅の敷地に水道管、下水道管を引くための費用(水道負担金等)、浄化槽設置費用	●	●		円	円	
(9) 太陽光発電設備の工事費負担金 (電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に、申込人に対して請求する費用)		●		(a) 申込人が請求先に直接支払う場合 申込みご本人が直接申請先へ支払ったことが確認できる申請書、領収書※1、請求書など	円	円
(10) 建築確認・中間検査・完了検査申請費用	●			(b) 事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された売買契約書、工事請負契約書、注文書・注文請書※1なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書又は領収書※1に取得住宅に係る費用であることが分かる記載があるとき(取得対象住宅の所在地が記載されている等)は当該書類でも可	円	円
(11) 建築確認等に関連する各種申請費用※3	●			円	円	
(12) 適合証明検査費用	●	●		円	円	
(13) 住宅性能評価関係費用	●	●		円	円	
(14) 長期優良住宅認定関係費用※4	●	●		円	円	
(15) 認定低炭素住宅の関係費用※5	●	●		円	円	
(16) 建築物省エネ法に基づく評価または認定に係る費用	●	●		円	円	
(17) 既存住宅売買瑕疵保険付保に係る費用※中古住宅購入時		●		円	円	
(18) ホームインスペクション(住宅診断)、耐震診断に係る費用		●		円	円	
(19) 土地購入に係る仲介手数料(土地取得費の融資を受ける場合に限る)	●			円	円	
(20) 住宅購入に係る仲介手数料		●	契約書、請求書または領収書※1	円	円	
(21) マンション修繕積立基金(引渡時一括分に限る)		●		円	円	
(22) マンション管理準備金(引渡時一括分に限る)		●	重要事項説明書、 資金計画書	円	円	
(23) 融資手数料※6	●	●		円	円	
(24) つなぎローンを利用する場合に発生する金利※7	●	●	-	円	円	
(25) 金銭消費貸借契約証書に貼付した印紙代(お客さま負担分)※6	●	●		円	円	
(26) 請負契約書・売買契約書に貼付した印紙代(お客さま負担分)	●	●	請負契約書・売買契約書	円	円	
(27) 火災保険料※8(積立型火災保険商品※9に係るものを除く)、地震保険料※8	●	●	保険会社が発行した 見積書	円	円	
(28) 登記費用(司法書士報酬・土地家屋調査士報酬・登録免許税)※10	●	●	司法書士または土地家屋調査士が発行する見積書※1※11	円	円	
諸費用金額合計				円	円	

※1 名称が異なっても同等の書類(宛先、発行元、発行日付の記載があり、取得住宅に係る費用であることが分かるもの。ただし、契約書又は注文書及び注文請書の代替書類は、双方の署名、捺印、契約内容に応じた印紙及び消印が確認できるものに限る。)であれば構いません。

※2 壁面収納、キッチンカウンター等、あらかじめ住宅と一体として据付けする家具の購入費用。なお、据付家具以外の家具(転倒防止家具の取付をした家具を含む)は対象となりません。

※3 各種申請費用とは、以下の費用を指します。

●浄化槽申請手数料	●土地区画整理法第76条申請手数料	●市街化調整区域申請手数料	●狭あい道路申請手数料
●建築基準法第88条工作物申請手数料	●風致地区申請手数料	●中高層申請手数料	●ホームエレベーター申請手数料
●文化財保護法申請手数料	●開発行為(都市計画法第29条)申請手数料	●建築基準法第43条第2項2号申請手数料	●宅地造成等規制法第8条許可申請手数料
●水路占用許可申請手数料	●沿道掘削申請手数料	●構造計算適合性判定手数料	●農地転用申請手数料
●河川占用許可申請手数料	●急傾斜崩壊危機区域申請手数料	●都市計画法第53条建築許可申請手数料	(行政書士報酬等の手続き費用を含む)

※4 長期優良住宅の認定に係る費用で、登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※5 認定低炭素住宅の認定に係る費用で、登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※6 ドコモ・ファイナンスのフラット35以外の借入(プロパーローン等)に係るものは融資対象とすることはできません。ただし、ドコモ・ファイナンスのフラット35つなぎローン、ドコモ・ファイナンスのフラット35ONE・ドコモ・ファイナンスが取り扱うアプラスのマイホームプランを除きます。

※7 貸付金融機関が当社以外の場合は、確定届出時に金利等の費用の確定金額を確認することができる金融機関に限ります。また確定届出時に、次の(ア)又は(イ)の方法で利息額の確認又は算出を行います。

(ア)申込者から当該つなぎローンの貸付金融機関が発行する利息額を確認できる書類の提出が受けられる場合、申込者から提出された書類に記載された利息額となります。

(イ)申込者から当該つなぎローンの貸付機関が発行する利息額を確認できる書類の提出が受けられない場合、申込者から当該つなぎローンに係る契約を証する書類の提示を受け、「借入金額」「借入利率」及び「借入日」については当該書類に記載された内容とし、「返済日」についてはフラット35の実行予定日として算出した利息額となります。この場合にあつては、利息額を算出するために使用した書類について当社に提出が必要となります。

※8 保険契約に付随する特約(オプション)に係る費用を含みます。

※9 満期時に一定の金銭(満期返戻金など名称は問いません。)を受け取ることができる特約(オプション)のついた商品。

※10 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※11 マンションなど事業者が複数の新築住宅(戸)をまとめて登記する場合がある場合は、当該事業者が発行した重要事項説明書又は資金計画書により金額を確認しても差し支えありません。